

老岐市立霞翠小学校いじめ防止基本方針



平成26年3月策定
(令和7年4月改訂)
老岐市立霞翠小学校

★ はじめに ★

本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を受けて、平成25年10月11日に公表された、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」第13条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」を踏まえ、平成25年12月に策定された「長崎県いじめ防止基本方針」及び平成26年2月に策定された「壱岐市いじめ防止基本方針」に則り、「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学づくり」を参考にし、いじめの早期発見及び対策のための方策を、総合的かつ効果的に推進し、いじめの問題を克服することを目指して策定するものである。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

いじめの問題への対応力は、わが国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどこの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

2 霞翠小学校の基本方針

【目的】

霞翠小学校の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域、関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○ 具体的ないじめの態様（例）

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不快なことを言われる
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
 - ・脅され、お金を取られる
 - ・靴に画鋸やガムを入れられる
 - ・写真や靴、靴等を傷つけられる
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・万引きやかつあげを強要される
 - ・大勢の前で衣服を脱がされる
 - ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4 いじめの基本認識

いじめ等の問題に取り組むにあたっては、「いじめ等の問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、「未然防止」「早期発見」やいじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。「いじめ」には様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ等の問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人の気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きく関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(第4条)

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会にあっても、いじめは、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で、行きわたらせることが重要である。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第9条)

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく継続して未然防止、早期発見、早期対応に努めなければならない。

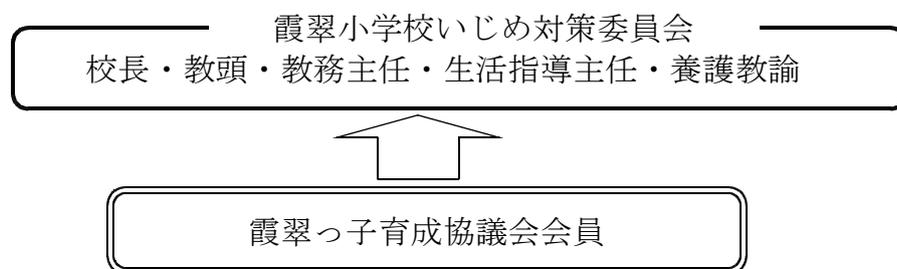
そのためには、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、壱岐市教育委員会とも適切な連携の上、学校の実態に応じた組織的対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「霞翠小学校いじめ防止基本方針」を策定し、PTA総会や学校だより公開する。

(2) 霞翠小学校いじめ対策委員会（仮称）の設置

霞翠小学校は、法の趣旨を踏まえ、「霞翠小学校いじめ問題対策協議会」を設置する。その構成員は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、霞翠っ子育成協議会会員、関係機関等実情に応じて決定する。



学校が設置する「霞翠小学校いじめ対策協議会」は、校内におけるいじめ防止等に活用するとともに、市が設置した連絡協議会との連携を図るものとする。

【役割】

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ 学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおり進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
- ・ 「いじめ対策委員会」を実際に機能させるにあたっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な

関係者の会議に役割分担する。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・ 児童や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口を生活指導主任と養護教諭、場所を保健室とする。
 - ・ 保健室前には、「いじめ相談・通報ポスト」を設置する。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・ 「いじめ対策委員会」が、情報の収集と記録、共有の役割を担うため、教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て報告・相談する。集められた情報は、個々の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

(3) 学校いじめ防止基本方針の内容

① いじめの防止

- いじめを生まない学校づくり
 - ア 校内指導体制の確立
 - イ 教師の指導力の向上
 - ウ 人権意識と生命尊重の態度の育成
 - エ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実
 - オ 子どもの自己肯定感の育成
 - カ 子どもの自己指導能力の育成
 - キ 家庭・地域・関係機関との連携強化
 - ク 学校基本方針の周知
 - ケ 学校基本方針による取組の評価

② いじめの早期発見

- 早期発見のための措置
 - ア 教職員による観察と、毎月第3月曜日に行う、「生活指導全体会」において、情報交換を行う。
 - イ 年2回のアンケート調査や、アンケート後に個人面談を実施する。
 - ウ 生活指導主任、養護教諭等を中心とした教育相談体制の整備を図る。
 - エ 家庭との連絡、学級懇談会、霞翠っ子育成協議会等を通して、情報の収集を図る。
 - オ 学校以外の相談窓口について、学校だよりや保健室だよりを通して、周知や広報を行う。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに

組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力。専門機関との連携の下で取り組む。

① いじめの予防

- 生活指導主任を中心とした、「校内生活指導全体会」で校内指導体制を確立する
- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の指導力の向上を図る。
- いじめを許さない人権意識の高揚と、生命尊重の態度の育成を図る。
- 「霞翠っ子の心を見つめる教育週間」等による道徳教育の充実を図る。
- 児童会活動の活性化を通して自己指導能力の育成を図る。
- 「非行防止教室のための教師用指導資料」等を活用し、児童の「規範意識」「思いやり」の育成を図る。
- 霞翠っ子育成協議会を通じて、家庭・地域・関係機関との更なる連携を図る。

② いじめの情報

③ 情報の収集

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「組織」で指導・支援体制を組む。
(担任、養護教諭、生活指導主任、管理職で役割を分担)

関係機関

⑤-A 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童
- いじめた児童
- いじめを見ていた児童

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害・被害）への対応を行い、今後の連

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に、状況把握に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童が自殺を企画した場合。
- 身体に重大な傷害を負った場合。
- 金品等に重大な被害を被った場合。
- 精神性の疾患を発症した場合。

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の判断で重大事態と認識する。

ウ その他の場合

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

② 重大事態の報告

ア 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会に発生の報告を行う。

③ 調査の主体

ア 調査の主体は学校であるが、教育委員会に、必要な指導、人的措置等の支援を求める場合もある。

④ 調査を行う組織

ア 「いじめ対策委員会」において、公平性・中立性を保った調査を行う。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から） ②誰から ③どのような態様であったか ④いじめが発生した背景事情 ⑤児童の人間関係の問題点 ⑥学校・教職員のとった対応等、可能な限り網羅的に明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査する）

イ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童から十分な聴き取りを行う。
- 調査の段階で、被害児童や情報提供者に新たな被害が及ばないように十分留意する。
- いじめた児童に対しては、調査による事実確認を行い、直ちにいじめ行為を止めさせ、指導を行う。
- いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的な心のケアを行う。

ウ いじめられた児童が死亡したときの対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査をする。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持に十分配慮しながら行う。

(2) 調査結果の報告及び提供

ア 調査結果は、速やかに教育委員会に報告する。